

## 資料 1 - 2

建築・都市整備・道路委員会  
平成 23 年 12 月 14 日  
道 路 局

### 市第 54 号議案「横浜市下水道条例の一部改正」 市第 55 号議案「横浜市河川占用料条例の一部改正」<sup>について</sup>

#### 1 占用料の改定理由

- (1) 標記 2 条例に定める占用料については、電柱や地下埋設管など道路占用物件と共通の物件が多いので、道路占用料との均衡を図るため、従来から本市道路占用料の改定に合わせて改定してきました。
- (2) 「横浜市道路占用料条例の一部改正」は、本年 4 月からの国の道路占用料改定を踏まえて、本定例会に市第 53 号議案として提案しております。
- (3) 以上により、標記両条例につきまして、一部改正を行い、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

#### 2 主な改定内容（いずれの種別も 2 条例共通）

- (1) 道路占用料条例と共通であり、道路占用料と同額とする物件

種 別	単 位	改正前	改正後
第一種電柱	1 本 / 年	2,200 円	2,500 円
第一種電話柱		2,000 円	2,200 円
ガス管等の引込管	1 m / 年	83 円～ 2,400 円	94 円～ 2,700 円
鉄道、軌道等の用に供するもの	1 m <sup>2</sup> / 年	3,900 円	4,500 円

- (2) 道路占用料条例にない物件で、道路占用料の上昇率を適用する物件

種 別	単 位	改正前	改正後	
通路	1 m <sup>2</sup> / 年	幅員が 2.5m 以下のもの	180 円	200 円
		幅員が 2.5m を超えるもの	720 円	800 円
橋りょう		幅員が 2.5m 以下のもの	264 円	293 円
		幅員が 2.5m を超えるもの	900 円	1,000 円

### 3 占用料の改定による徴収見込額

24年度の徴収見込額は一般下水道、河川合計で144百万円です。

(単位 百万円)

種 別	22年度 決算額	24年度 見込額	差引
企業占用（電気、通信、鉄道等）	94	<b>108</b>	14
一般占用（通路、橋りょう等）	32	<b>36</b>	4
計	126	<b>144</b>	18